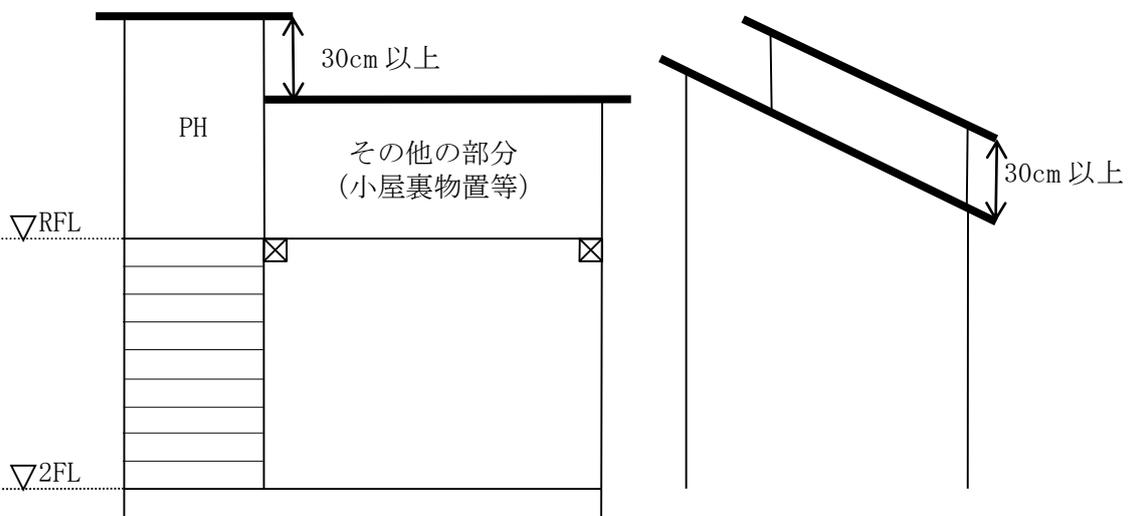


雑 則	面積、高さ及び階数の算定
	法第 92 条、令第 2 条第 1 項第六号、同項第八号

**高さ及び階数に算入しないペントハウス**

建築物の高さ及び階数に算入しない階段室等の建築物の屋上部分（ペントハウス）は、その他の部分と 30cm 以上段差をつけるものとする。



なお、ペントハウスから小屋裏物置等に入る計画は不可とする。

技術的助言等	
参考資料等	